

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

## (目的)

**第1条** この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が安全装置等を導入する際、代金の一部を助成することとし、各種事故防止の推進に努めることを目的とする。

## (対象装置)

**第2条** 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める基準とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
- (3) 大型車用トルク・レンチ
- (4) 側方衝突監視警報装置
- (5) 昇降設備

2 大型車用トルク・レンチは、下記の要件のいずれも満たしていることを条件とする。

- (1) 「600N・m」以上の締め付け能力を有する物（自立式、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）であること。
- (2) 導入事業所が車両総重量8トン以上の事業用トラックを1台以上保有していること。

3 側方衝突監視警報装置は、車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側の安全確保を目的として後付けされた装置であること。（標準装備は除く）ただし、トラクタ・トレーラの場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上のものとする。

※第5輪荷重は、自動車検査証に記載された最大積載量の欄の〔 〕内の数値をいう。

4 昇降設備とは、労働安全衛生規則第151条の67で定める荷の積み卸し中の転落防止のために「最大積載量2トン以上の貨物自動車」に用いるもので、下記のいずれかとする。（テールゲートリフターは含まない）

- (1) 可搬式踏み台等
- (2) サイドステップ・リアステップ（格納式含む）
- (3) リアドアグリップ・リアフレームグリップ

## (助成対象期間)

**第3条** 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

## (助成金額)

**第4条** 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装着若しくは導入する第2条の装置に対して、下記のとおりとする。ただし、各機器100円未満は切り捨て処理とする。

- (1) 1台あたり機器単価（税抜）の1/2（上限2万円）
  - ア 後方視野確認支援装置
  - イ 側方視野確認支援装置
- (2) 1台あたり機器単価（税抜）の1/2（上限3万円）
  - ア 大型車用トルク・レンチ
- (3) 1台あたり機器単価（税抜）の1/2（上限10万円）

ア 側方衝突監視警報装置

(4) 1台あたり機器単価(税抜)の1/2(上限2万円)

ア 昇降設備

2 各機器の導入台数限度については、下記のとおりとする。

(1) 前項(1)の装置は、1事業者につき10台まで(ア・イの合算)

※保有車両台数10台未満は、保有台数を上限とする。

(2) 前項(2)の装置は、1営業所につき1台とし、かつ、事業者あたり3台まで

(3) 前項(3)の装置は、1事業者につき1台まで

(4) 前項(4)の装置は、1事業者につき上限10万円まで

3 国以外からの補助金等がある場合には、助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施することができる。

4 交付額には消費税を含めないものとする。

5 助成申請の際には、国への補助金申請を行わない(行っていない)旨の誓約書を提出すること。

(助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号の安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

(1) 請求書

(2) 領収書等(リースの場合は、リース契約書)

(3) 装着車両の自動車検査証

(4) 装着証明書(装置に係る費用を車両代に含む場合)

(5) 誓約書(国への補助金申請を行わない旨)

(6) その他

ア トルク・レンチは、締付トルク範囲を証する書類(パンフレット写しなど)

イ 昇降設備は、機器の形状及び機能が分かる書類(パンフレット写し、写真など)

ウ その他、佐ト協が申請に必要とする資料

(助成金の交付)

**第6条** 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

**第7条** 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならないものとする。

2 交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該装置に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

**第8条** 交付対象となった装置が、装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、

譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方視野確認支援装置 1年
- (3) 大型車用トルク・レンチ 1年
- (4) 側方衝突監視警報装置 1年
- (5) 昇降設備 1年

2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

#### (保存期間)

**第9条** 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

#### (附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、2019年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、令和5年4月1日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、令和5年12月6日から施行する。

#### (附則)

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。